

黒石市人事行政の運営等の状況の公表

黒石市では、公務員制度の公平性、透明性の確保などを目的に、黒石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて平成17年度から職員の採用、退職、職員数、勤務時間や職員給与に関する情報を公表しています。

今年度も、給与、定員管理の状況に加え、職員の任免、勤務時間、勤務条件、分限・懲戒処分の状況など、市職員の人事制度全般についての実態を市民の皆さんにお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用、退職の状況

職 種	平成30年度	採用者数 (H30.4.2 ~H31.4.1) (人)	H30.4.1 職員数 (人)	H31.4.1 職員数 (人)	増 減 (人)
	退職者数 (人)				
一般行政職	12	15	269	272	3
医師職	4	2	17	15	△2
医療技術職	2	6	40	44	4
看護・保健職	11	7	178	174	△4
技能労務職	1	1	14	14	0
教育職	3	3	5	5	0
合 計	33	34	523	524	1

(2) 職員採用候補者試験の実施状況

(平成 30 年度)

試験職種		受験者 (人)	第1次 試験 合格者 (人)	第2次 試験 合格者 (人)	第3次 試験 合格者 (人)	倍率 (倍)	試験日
市 役 所	一般行政(上級)	106	33	12	8	13.3	1次試験 H30.6.4 まで 2次試験 H30.7.14-16 3次試験 H30.8.12
	一般行政(社会人)	28	11	4	2	14.0	
	土木(上級)	8	5	2	0	-	
	保健師	9	6	2	1	9.0	
	福祉	11	6	4	1	11.0	
	一般行政(初級)	19	13	6	3	6.3	1次試験 H30.9.16 2次試験 H30.10.14 3次試験 H30.11.11
	土木(初級)	2	2	0	-	-	
	助産師	1	1	1	-	1.0	
黒 石 病 院	診療放射線技師	1	1			1.0	H30.7.29
	理学療法士	2	1			2.0	
	作業療法士	2	1			2.0	
	臨床工学技士	1	0			-	
	看護師	4	4			1.0	
	社会福祉士	3	2			1.5	H31.1.27
	臨床検査技師	2	2			1.0	
	臨床工学技士	2	1			2.0	
	看護師	3	3			1.0	
	社会福祉士	2	2			1.0	

(3) 職員数に関する状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
一般行政	議会	6	6	0	
	総務企画	72	70	△2	配置換え
	税務	28	29	1	収納・債権管理業務の充実
	労働	1	1	0	
	農林水産	22	20	△2	農林土木技師減、農業委員会事務局減
	商工	13	15	2	専任課長配置、自治体国際化協会派遣職員配置換え
	土木	24	25	1	技能技師採用
	民生	29	30	1	障がい福祉の充実
	衛生	19	21	2	保健師・助産師の充実
	小計	214	217	3	
特別行政	教育	38	37	△1	用務員不補充
普通会計 計		252	254	2	
公営企業等	病院	235	232	△3	医師減、看護師減
	水道	8	9	1	欠員補充
	下水道	4	4	0	
	その他	24	25	1	社会福祉主事採用
	小計	271	270	△1	
合計		523	524	1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長及び臨時又は非常勤職員を除いています。

② 職員数の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
521	514	514	524	522	529	526	523	524

③ 年齢別職員構成の状況

(各年4月1日現在)

年齢区分	平成30年		平成31年	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
20歳未満	2	0.4	4	0.8
20歳～23歳	28	5.4	17	3.3
24歳～27歳	59	11.3	61	11.6
28歳～31歳	51	9.7	62	11.8
32歳～35歳	35	6.7	39	7.5
36歳～39歳	55	10.5	47	9.0
40歳～43歳	67	12.8	72	13.7
44歳～47歳	66	12.6	61	11.6
48歳～51歳	69	13.2	74	14.1
52歳～55歳	41	7.8	45	8.6
56歳～59歳	48	9.2	40	7.6
60歳以上	2	0.4	2	0.4
計	523	100.0	524	100.0

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 H31.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の 人件費率
30年度	人 33,284	千円 16,737,211	千円 313,867	千円 2,020,757	% 13.	% 13.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 250	千円 871,903	千円 133,071	千円 341,608	千円 1,346,582	千円 5,386

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

	給料の削減	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額8%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>8%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>10% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>11% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>12% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>13% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>8%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>11% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>8%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	8%削減	〃	3級	9% 〃	〃	4級	10% 〃	〃	5級	11% 〃	〃	6級	12% 〃	〃	7級	13% 〃	職務の級	1, 2, 3級	8%削減	〃	4級	9% 〃	〃	5級	10% 〃	〃	6級	11% 〃	職務の級	1, 2, 3級	8%削減	〃	4級	9% 〃	〃	5級	10% 〃
職務の級	1, 2級	8%削減																																							
〃	3級	9% 〃																																							
〃	4級	10% 〃																																							
〃	5級	11% 〃																																							
〃	6級	12% 〃																																							
〃	7級	13% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	8%削減																																							
〃	4級	9% 〃																																							
〃	5級	10% 〃																																							
〃	6級	11% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	8%削減																																							
〃	4級	9% 〃																																							
〃	5級	10% 〃																																							
	期末勤勉手当	期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続																																							
H21. 4. 1	給料 期末勤勉手当	給料月額、期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続																																							
H21. 6. 30	期末勤勉手当 の削減緩和	<p>期末勤勉手当の支給割合削減(期末0.15減・勤勉0.05減)に伴い次のとおり削減率を緩和</p> <table border="0"> <tr><td>役職加算割合が15%の職員</td><td>支給額の8%を削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>10% 〃 〃 5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5%又は0 〃 〃 0% 〃</td></tr> </table>	役職加算割合が15%の職員	支給額の8%を削減	〃	10% 〃 〃 5% 〃	〃	5%又は0 〃 〃 0% 〃																																	
役職加算割合が15%の職員	支給額の8%を削減																																								
〃	10% 〃 〃 5% 〃																																								
〃	5%又は0 〃 〃 0% 〃																																								
H21. 12. 10	期末勤勉手当 の削減緩和	<p>期末勤勉手当の支給割合削減(期末0.1減)に伴い次のとおり削減率を緩和</p> <table border="0"> <tr><td>役職加算割合が15%の職員</td><td>支給額の9%を削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>10% 〃 〃 6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5%又は0 〃 〃 1% 〃</td></tr> </table>	役職加算割合が15%の職員	支給額の9%を削減	〃	10% 〃 〃 6% 〃	〃	5%又は0 〃 〃 1% 〃																																	
役職加算割合が15%の職員	支給額の9%を削減																																								
〃	10% 〃 〃 6% 〃																																								
〃	5%又は0 〃 〃 1% 〃																																								

H22. 4. 1	給料の削減緩和 期末勤勉手当	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の7.76%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>7.76%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>11.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>12.76% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7.76%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>10.76% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7.76%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9.76% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	7.76%削減	〃	3級	8.76% 〃	〃	4級	9.76% 〃	〃	5級	10.76% 〃	〃	6級	11.76% 〃	〃	7級	12.76% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減	〃	4級	8.76% 〃	〃	5級	9.76% 〃	〃	6級	10.76% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減	〃	4級	8.76% 〃	〃	5級	9.76% 〃
職務の級	1, 2級	7.76%削減																																							
〃	3級	8.76% 〃																																							
〃	4級	9.76% 〃																																							
〃	5級	10.76% 〃																																							
〃	6級	11.76% 〃																																							
〃	7級	12.76% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減																																							
〃	4級	8.76% 〃																																							
〃	5級	9.76% 〃																																							
〃	6級	10.76% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減																																							
〃	4級	8.76% 〃																																							
〃	5級	9.76% 〃																																							
H23. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額7%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>7%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>11% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>12% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>10% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	7%削減	〃	3級	8% 〃	〃	4級	9% 〃	〃	5級	10% 〃	〃	6級	11% 〃	〃	7級	12% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7%削減	〃	4級	8% 〃	〃	5級	9% 〃	〃	6級	10% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7%削減	〃	4級	8% 〃	〃	5級	9% 〃
職務の級	1, 2級	7%削減																																							
〃	3級	8% 〃																																							
〃	4級	9% 〃																																							
〃	5級	10% 〃																																							
〃	6級	11% 〃																																							
〃	7級	12% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7%削減																																							
〃	4級	8% 〃																																							
〃	5級	9% 〃																																							
〃	6級	10% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7%削減																																							
〃	4級	8% 〃																																							
〃	5級	9% 〃																																							

H24. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1189 548"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>10% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 595 1189 748"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>8% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 795 1189 907"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>7% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	5%削減	〃	3級	6% 〃	〃	4級	7% 〃	〃	5級	8% 〃	〃	6級	9% 〃	〃	7級	10% 〃	職務の級	1, 2, 3級	5%削減	〃	4級	6% 〃	〃	5級	7% 〃	〃	6級	8% 〃	職務の級	1, 2, 3級	5%削減	〃	4級	6% 〃	〃	5級	7% 〃
職務の級	1, 2級	5%削減																																							
〃	3級	6% 〃																																							
〃	4級	7% 〃																																							
〃	5級	8% 〃																																							
〃	6級	9% 〃																																							
〃	7級	10% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	5%削減																																							
〃	4級	6% 〃																																							
〃	5級	7% 〃																																							
〃	6級	8% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	5%削減																																							
〃	4級	6% 〃																																							
〃	5級	7% 〃																																							
H24. 12. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額3%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1167 1189 1400"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1447 1189 1599"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1646 1189 1758"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	3%削減	〃	3級	4% 〃	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃	〃	6級	7% 〃	〃	7級	9% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃	〃	6級	6% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃
職務の級	1, 2級	3%削減																																							
〃	3級	4% 〃																																							
〃	4級	5% 〃																																							
〃	5級	6% 〃																																							
〃	6級	7% 〃																																							
〃	7級	9% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																							
〃	4級	4% 〃																																							
〃	5級	5% 〃																																							
〃	6級	6% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																							
〃	4級	4% 〃																																							
〃	5級	5% 〃																																							

H25. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の4%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1187 551"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 595 1187 748"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>7% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 792 1187 909"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	4%削減	〃	3級	5% 〃	〃	4級	6% 〃	〃	5級	7% 〃	〃	6級	8% 〃	〃	7級	9% 〃	職務の級	1, 2, 3級	4%削減	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃	〃	6級	7% 〃	職務の級	1, 2, 3級	4%削減	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃			
職務の級	1, 2級	4%削減																																										
〃	3級	5% 〃																																										
〃	4級	6% 〃																																										
〃	5級	7% 〃																																										
〃	6級	8% 〃																																										
〃	7級	9% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	4%削減																																										
〃	4級	5% 〃																																										
〃	5級	6% 〃																																										
〃	6級	7% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	4%削減																																										
〃	4級	5% 〃																																										
〃	5級	6% 〃																																										
H26. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の3%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1111 1187 1379"> <tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1424 1187 1576"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1621 1187 1738"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1級	0%削減	〃	2級	2% 〃	〃	3級	4% 〃	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃	〃	6級	8% 〃	〃	7級	9% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃	〃	6級	6% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃
職務の級	1級	0%削減																																										
〃	2級	2% 〃																																										
〃	3級	4% 〃																																										
〃	4級	5% 〃																																										
〃	5級	6% 〃																																										
〃	6級	8% 〃																																										
〃	7級	9% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																										
〃	4級	4% 〃																																										
〃	5級	5% 〃																																										
〃	6級	6% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																										
〃	4級	4% 〃																																										
〃	5級	5% 〃																																										
H27. 4. 1	給料の削減継続	給料の削減水準を前年度と同様に継続																																										
H28. 4. 1	給料の削減継続	給料の削減水準を前々年度と同様に継続																																										

H29. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 2%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 320 1189 589"> <tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2 級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>8% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 633 1189 824"> <tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2, 3 級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>5% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 875 1189 1025"> <tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2, 3 級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>4% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1 級	0%削減	〃	2 級	1% 〃	〃	3 級	3% 〃	〃	4 級	4% 〃	〃	5 級	5% 〃	〃	6 級	7% 〃	〃	7 級	8% 〃	職務の級	1 級	0% 削減	〃	2, 3 級	1% 〃	〃	4 級	3% 〃	〃	5 級	4% 〃	〃	6 級	5% 〃	職務の級	1 級	0% 削減	〃	2, 3 級	1% 〃	〃	4 級	3% 〃	〃	5 級	4% 〃
職務の級	1 級	0%削減																																																
〃	2 級	1% 〃																																																
〃	3 級	3% 〃																																																
〃	4 級	4% 〃																																																
〃	5 級	5% 〃																																																
〃	6 級	7% 〃																																																
〃	7 級	8% 〃																																																
職務の級	1 級	0% 削減																																																
〃	2, 3 級	1% 〃																																																
〃	4 級	3% 〃																																																
〃	5 級	4% 〃																																																
〃	6 級	5% 〃																																																
職務の級	1 級	0% 削減																																																
〃	2, 3 級	1% 〃																																																
〃	4 級	3% 〃																																																
〃	5 級	4% 〃																																																
H30. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 2%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1216 1189 1440"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2 級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>7% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1491 1189 1641"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>4% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1693 1189 1798"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>3% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2 級	0%削減	〃	3 級	2% 〃	〃	4 級	3% 〃	〃	5 級	4% 〃	〃	6 級	6% 〃	〃	7 級	7% 〃	職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減	〃	4 級	2% 〃	〃	5 級	3% 〃	〃	6 級	4% 〃	職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減	〃	4 級	2% 〃	〃	5 級	3% 〃									
職務の級	1, 2 級	0%削減																																																
〃	3 級	2% 〃																																																
〃	4 級	3% 〃																																																
〃	5 級	4% 〃																																																
〃	6 級	6% 〃																																																
〃	7 級	7% 〃																																																
職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減																																																
〃	4 級	2% 〃																																																
〃	5 級	3% 〃																																																
〃	6 級	4% 〃																																																
職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減																																																
〃	4 級	2% 〃																																																
〃	5 級	3% 〃																																																

H31. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 1.5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1201 548"> <tr> <td>職務の級</td> <td>1, 2 級</td> <td>削減無し</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>3 級</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4 級</td> <td>2%削減</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>5 級</td> <td>3% 〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>6 級</td> <td>5% 〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>7 級</td> <td>6% 〃</td> </tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 595 1201 748"> <tr> <td>職務の級</td> <td>1, 2, 3 級</td> <td>削減無し</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4 級</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>5 級</td> <td>2%削減</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>6 級</td> <td>3% 〃</td> </tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 795 1201 907"> <tr> <td>職務の級</td> <td>1, 2, 3 級</td> <td>削減無し</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4 級</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>5 級</td> <td>2% 〃</td> </tr> </table>	職務の級	1, 2 級	削減無し	〃	3 級	〃	〃	4 級	2%削減	〃	5 級	3% 〃	〃	6 級	5% 〃	〃	7 級	6% 〃	職務の級	1, 2, 3 級	削減無し	〃	4 級	〃	〃	5 級	2%削減	〃	6 級	3% 〃	職務の級	1, 2, 3 級	削減無し	〃	4 級	〃	〃	5 級	2% 〃
職務の級	1, 2 級	削減無し																																							
〃	3 級	〃																																							
〃	4 級	2%削減																																							
〃	5 級	3% 〃																																							
〃	6 級	5% 〃																																							
〃	7 級	6% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3 級	削減無し																																							
〃	4 級	〃																																							
〃	5 級	2%削減																																							
〃	6 級	3% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3 級	削減無し																																							
〃	4 級	〃																																							
〃	5 級	2% 〃																																							

(4) ラスパイレス指数の状況

(一般行政職、各年4月1日現在)

平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
85.0	85.6	93.7	94.7	87.9	87.9	88.8	89.4	89.5
(参考値)		86.6	87.5					

(注) この指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の黒石市の一般行政職の職員の給与水準を示す指数です。

(参考値)は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒 石 市	歳 40.9	円 286,100	円 328,495	円 308,560
国	43.4	329,433	—	411,123
青森県	42.9	316,500	379,932	346,334

② 技能労務職

(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒 石 市	歳 50.8	人 14	円 314,100	円 337,093	円 324,076
うち 用 務 員	53.7	6	330,600	349,934	354,480
うち自動車運転手	49.0	8	301,700	327,438	318,706
国	50.9	2,431	287,312	—	329,380
青森県	51.0	283	301,100	337,955	321,449

- (注) 1 「平均給料月額」は平成30年4月1日現在の各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 初任給の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分		黒 石 市	国
一 般 行 政 職	大学卒	180,700	180,700
	高校卒	148,600	148,600
技 能 労 務 職	高校卒	146,000	146,000

(7) 経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分		経 験 年 数 10 年以上 15 年未満	経 験 年 数 15 年以上 20 年未満	経 験 年 数 20 年以上 25 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	244,300	285,600	331,400
	高校卒	222,000	254,000	305,400
技 能 労 務 職	高校卒	254,500	250,100	-

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	部長、理事	9	3.4	362,900	444,900
6 級	課長、参事	28	10.7	319,200	410,200
5 級	課長補佐	32	12.3	288,900	393,000
4 級	主 幹	26	10.0	263,000	384,200
3 級	係 長 ・ 主 査	49	18.8	230,000	350,000
2 級	主任主事、主任技師	47	18.0	194,000	304,200
1 級	主事、技師、主事補、 技師補	70	26.8	144,100	247,600

(注) 1 黒石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。 261

(9) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

黒 石 市	国
1 人当たり平均支給額 (30 年度) 1, 3 2 7 千円	—
(30 年度支給割合) 期末手当 2. 5 月分 勤勉手当 1. 7 5 月分	(30 年度支給割合) 期末手当 2. 6 月分 勤勉手当 1. 8 5 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、給料の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、給料の級等による加算措置 ・役職加算 (5~15%) ・管理職加算(10~25%)

② 退職手当

黒 石 市			国		
○支給率 (月分)			○支給率 (月分)		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19. 6695	24. 586875	勤続 20 年	19. 6695	24. 586875
勤続 25 年	28. 0395	33. 27075	勤続 25 年	28. 0395	33. 27075
勤続 35 年	39. 7575	47. 709	勤続 35 年	39. 7575	47. 709
最高限度額	47. 709	47. 709	最高限度額	47. 709	47. 709
1 人当たりの平均支給額	97 千円	20, 794 千円			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)		

(注) 1 人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 時間外勤務手当

支給実績	(30 年度普通会計決算)	43, 809 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額	(30 年度普通会計決算)	157 千円
支給実績	(29 年度普通会計決算)	43, 947 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額	(29 年度普通会計決算)	172 千円

④ その他の手当

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30 年度決算) (千円)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (円)		
扶養手当	配偶者や子等を扶養している職員に支給		同	-	28,348	234,281	
	○配偶者	6,500 円					
	○子	10,000 円					
	○父母等	6,500 円					
	*子が満 16 歳～22 歳の加算	5,000 円					
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給		同	-	7,073	61,504	
	交通機関利用の場合実費最高限度額						55,000 円
	自動車等利用者	片道 2km 以上					2,000 円
		片道 60km 以上					31,600 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給		同	-	10,368	265,846	
	借家(借間)の場合の支給限度額						27,000 円
管理職手当	部長の職員		-	-	11,640	363,750	
	理事の職員						40,000 円
	課長の職員						30,000 円
	参事の職員						25,000 円
	参事の職員						
	参事の職員						
	参事の職員						
	参事の職員						

(10) 特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	市 長	595,000 円 (850,000 円)
	副市長	483,000 円 (690,000 円)
議員報酬	議 長	389,160 円 (414,000 円)
	副議長	359,080 円 (382,000 円)
	議 員	324,300 円 (345,000 円)
期末手当	市 長 副市長	(平成30年度支給割合) 3.20 月分
	議 長 副議長 議 員	(平成30年度支給割合) 3.20 月分
退職手当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×45.5/100 12,994,800 円 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×26.5/100 6,143,760 円 任期毎

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職務の級の職制上の段階ごとの職員数の状況

(1) 給与条例適用職員の数

(平成31年4月1日現在)

①行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事、技師、社会福祉主事、社会教育主事、教諭、主事補又は技師補の職務	70	26.8	主事	46
				技師	10
				社会福祉主事	6
				学芸員	1
				主事補	7
2級	主任主事、主任技師、主任社会福祉主事又は主任社会教育主事の職務	47	18.0	主任主事	41
				主任社会福祉主事	2
				主任技師	4
3級	係長、査察指導員、主査又は主任教諭の職務	49	18.8	係長	27
				主査	22
4級	主幹の職務	26	10.0	主幹	25
5級	1 課長補佐、次長補佐、室長補佐、所長補佐、指導主事、教頭又は館長補佐の職務 2 議会事務局次長補佐、農業委員会事務局次長補佐、監査委員事務局次長補佐又は選挙管理委員会事務局次長補佐の職務	32	12.3	課長補佐	24
				次長補佐	1
				所長補佐	1
				指導主事	3
				事務局次長補佐	2
6級	1 会計管理者、課長、室長、所長、館長、主任指導主事又は参事の職務 2 議会事務局次長、農業委員会事務局次長、監査委員事務局次長又は選挙管理委員会事務局次長の職務	28	10.7	主幹	1
				会計管理者	1
				課長	22
				主任指導主事	1
				議会事務局次長	1
				選挙管理委員会事務局次長	1
7級	部長、福祉事務所長、議会事務局次長、推進監又は理事の職務	9	3.4	監査委員事務局次長	1
				参事	1
				部長	6
				福祉事務所長	1
				議会事務局次長	1
				理事	1
合計		261	100.0		261

②医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	管理栄養士又は栄養士の職務	0	0.0		
2級	困難な業務を行う管理栄養士又は栄養士の職務	0	0.0		
3級	1 係長又は主査の職務 2 主任管理栄養士又は主任栄養士の職務	0	0.0		
4級	1 課長補佐又は主幹の職務 2 主幹管理栄養士又は主幹栄養士の職務	1	100.0	主幹管理栄養士	1
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う主幹管理栄養士又は主幹栄養士の職務	0	0.0		
6級	部長の職務	0	0.0		
合 計		1	100.0		1

③医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	保健師の職務	0	0.0		
2級	困難な業務を行う保健師の職務	5	31.2	保健師 助産師	4 1
3級	1 係長又は主査の職務 2 主任保健師の職務	6	37.5	主査 主任保健師	1 5
4級	1 課長補佐又は主幹の職務 2 主幹保健師の職務	0	0.0		
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う主幹保健師の職務	5	31.3	課長補佐 主幹 主査	3 1 1
6級	部長の職務	0	0.0		
合 計		16	100.0		16

(2) 技能労務職員の状況

(平成31年4月1日現在)

○技能職員等給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能技師、技能主事の職務	0	0.0	-----	-----
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事の職務	0	0.0	-----	-----
3級	副主任技能技師、副主任技能主事の職務	1	7.1	副主任技能技師	1
4級	主任技能技師、主任技能主事の職務	2	14.3	主任技能技師	2
5級	主幹技能技師、主幹技能主事の職務	11	78.6	主幹技能技師	5
				主幹技能主事	6
合 計		14	100.0		14

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等

	勤務時間		休憩時間	勤務を要する日など
	始業時刻	終業時刻		
通常の場合	8 : 15	17 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00	毎週 月曜日から金曜日 7時間45分/日 38時間45分/週
早出勤務	7 : 45	16 : 30		
遅出勤務	8 : 45	17 : 30		

(注) 本庁以外の勤務場所では、これらとは異なる勤務形態の場合があります。

(2) 職員の休暇制度

休暇の種類		休暇の内容、日数等
有	年次有給休暇	1年につき、20日付与 その年に使用しなかった日数がある場合には、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越しが可能
	病 気 休 暇	公務によらない負傷又は疾病の療養をする場合 ① 結核性疾患で、長期の療養又は休養を認めたもの 連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間 ② 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病 連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間 ③ 精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるもの 連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間 ④ 生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性職員が申し出たもの 原則として2日以内の期間 ⑤ ①、②、③、④以外の疾病（妊娠に起因する障害を含む。）又は負傷 連続する90日以内の期間において最小限度必要と認める期間
給 特 別 休 暇	選挙等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認められる期間
	裁判員等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭する場合 必要と認められる期間
	骨髄移植休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 一の年において5日以内
	結 婚 休 暇	職員が結婚する場合 週休日、休日及び代休日を除いて5日の範囲内の期間
	産 前 休 暇	出産予定日までの8週間の範囲内で申し出た期間
	産 後 休 暇	出産日の翌日から8週間
	育 児 休 暇	生後1年6月に達しない子を育てるために申し出た場合 1日2回、30分以内の申し出た期間
	配偶者出産休暇	妻が出産する場合 3日以内（出産後2週間以内において）
育児参加休暇	妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠は14週間）前から、出産後8週間を経過するまでの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合 当該期間内において5日以内	

休暇の種類		休暇の内容、日数等
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護又は疾病予防を図るために必要な世話をする場合 1年において5日以内（2人以上の場合にあっては10日以内）
	忌引休暇	親族が死亡した場合 続柄等により1～10日以内
	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のある配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護その他の世話をを行う場合 1年において5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
	祭日休暇	父母又は配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合 1日（死亡後15年以内に行われるものに限る。）
	夏季休暇	6月から10月までの期間内で、原則として連続する4日以内
	現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合 必要と認められる期間
	退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 必要と認められる期間
無給	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合 連続する6月の期間内において必要と認められる期間
	組合休暇	職員団体の業務に従事する場合 1年に最大30日

(3) 育児休業の取得状況

(平成30年度)

育児休業承認期間							取得者数
3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	部分休業	
1	7	12	8				28

5 職員の分限、懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(平成 30 年度)

処分の種類 処分事由	降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	合計 (人)
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			3		3
必要な適格性を欠く場合					0
定数の改廃、予算の減少により過員を生じた場合					0
その他					0
計	0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分の状況

(平成 30 年度)

処分の種類 処分事由	戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	合計 (人)
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		1			1
計	1	1			2

6 職員の研修及び勤務評定の状況

(1) 職員の研修に関する状況

(平成 30 年度)

研 修 名	開催地	日 数 (日)	参加人員 (人)
新採用者研修 (前期)	青森市	5	14
新採用者研修 (後期)	青森市	5	13
主事・技師研修	青森市	3	8
主査研修	青森市	3	13
主査第 2 部研修	青森市	2	5
主幹研修	青森市	2	3
管理者入門研修	青森市	2	6
課長研修	青森市	2	7
(選択研修)法制執務研修	青森市	2	3
(選択研修)ロジカルプレゼンテーション研修	青森市	1	2
(選択研修)ダイバーシティマネジメント研修	青森市	1	2
(選択研修)わかりやすい話し方・説明の仕方研修	青森市	2	2
(選択研修)地域力創造研修	青森市	2	1
農業農村整備事務基礎研修	青森市	2	2
市町村税務新任者研修	青森市	3	2
市町村民税研修	青森市	2	2
徴収研修	青森市	3	1
道路計画研修	青森市	3	1
市町村税務徴収研修	青森市	2	1
地方自治体の内部統制と監査制度充実強化研修	青森市	1	1
河川事業一般研修	青森市	2	1
会計年度任用職員制度研修	東京都渋谷区	2	1
コンパクトシティ	東京都小平市	5	1

研 修 名	開 催 地	日 数 (日)	参加人員 (人)
建築リニューアル	東京都小平市	4	1
道路管理者のための橋梁維持補修	東京都小平市	4	1
公共建築工事積算	東京都小平市	6	1
都市計画Ⅱ	東京都小平市	6	1
会計検査指摘事例から学ぶ	東京都小平市	3	1
市町村林務担当者（基礎）研修	東京都八王子市	5	1
圏域職員政策提言事業	弘前市	1	1
文書作成力向上研修	弘前市	1	3
クレーム対応力向上研修	弘前市	1	1
組織のストレスケア・ハラスメント防止研修	弘前市	1	2
法令実務A（基礎）	千葉県千葉市	5	2
研修講師養成講座（地方自治制度）	千葉県千葉市	11	1
広報・広聴の効果的実践	千葉県千葉市	11	1
自治体マネジメントのための地方公会計実務	滋賀県大津市	4	1
自治体財政運営の理論と実際	滋賀県大津市	4	1
自治体の広報	滋賀県大津市	4	1
使用料等の債権回収	滋賀県大津市	5	1

(2) 人事評価に関する状況

(平成 30 年度)

種 類	種 類 評 定 の 内 容	実施人数
定 期 評 価	「黒石市職員の人事評価に関する実施規程」に基づき、全職員を対象に人事評価を実施しております。	288 人
特 別 評 価 (条件附採用 期間の評価)	条件附採用期間中の職員に対して採用から5箇月経過後に人事評価を実施しております。	13 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等に関する状況

(平成 30 年度)

事業名	内 容 等	受診者数
40歳以上・35歳 の職員健診	理学的検査、身体計測	101人
	貧血検査	101人
	生科学的検査（肝機能、血中脂質、血糖）	101人
	尿検査	101人
	心電図検査	101人
	胸部X線	101人
	視力、聴力検査	101人
39歳以下（35歳を除く）の職員 健診	理学的検査、身体計測	114人
	尿検査	114人
	胸部X線	113人
	視力、聴力検査	114人
その他の検診	日帰りドック（30歳以上）	76人
	脳検診（40歳以上）	17人

(2) 厚生事業に関する状況

職員互助会事業名	年 月 日	参加人数 (人)
部対抗スポーツ大会	平成 30 年 10 月 5 日	約 128 人
黒石よされ・黒石ねふた祭り協賛金 (50,000円)	平成 30 年 7 月 10 日	—
黒石よされ流し踊り	平成 30 年 8 月 16 日	86 人

8 青森県人事委員会の業務の状況

項 目	状 況
給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する措置の 要求の状況	平成30年度においては、新たな措置要求はなく、また、係 属事案もありませんでした。
不利益処分に関する不服 申立ての状況	平成30年度においては、新たな措置要求はなく、また、係 属事案もありませんでした。